

## 三菱名古屋勤労挺身隊訴訟控訴審判決

(光州高等法院2015年6月24日判決)

[→韓国戦後補償裁判総覧](#)

[→HOME](#)

## 三菱女子勤労挺身隊事件光州高等法院判決

光州高等法院第2民事部判決

2015年6月24日宣告

原告、被控訴人 X 1、X 2、X 3、X 4

原告、控訴人兼被控訴人 X 5

被告、被控訴人兼控訴人 三菱重工業株式会社

### 主 文

1. 第1審判決を次の通りに変更する。

ア. 被告は原告X 1に120,000,000ウォン、原告X 2に100,000,000ウォン、原告X 3、X 4に各120,000,000ウォン、原告X 5に102,083,333ウォン及び上記の各金員に対する2015年5月13日から2015年6月24日まで年5%、その翌日から支払済みまで年20%の各割合による金員を支払え。

イ. 原告らのその余の請求を各棄却する。

2. 原告X 1、X 2、X 3、X 4と被告の間に生じた訴訟費用のうち1/3は原告ら、その余は被告が各負担し、原告X 5と被告の間に生じた訴訟費用の3/4は原告X 5、その余は被告が各負担する。

3. 第1のア項は仮に執行することができる。

### 請求の趣旨及び控訴の趣旨

1. 請求の趣旨

被告は原告X 1、X 2、X 3、X 4に各200,000,000ウォン、原告X 5に450,000,000ウォン及び上記の各金員に対する本件訴状副本送達の日から支払済みまで年20%の割合による金員を支払え。

2. 控訴の趣旨

ア. 原告X 5

第1審判決中原告X 5敗訴部分を取り消す。被告は原告X 5に370,000,000ウォン及びこれに対する本件訴状副本送達の日から支払済みまで年20%の割合による金員を支払え。

イ. 被告

1) 主位的に、第1審判決を取消し、原告らの請求を全て却下する。

2) 予備的に、第1審判決中被告敗訴部分を取り消し、上記取消部分に該当する原告らの被告に対する請求を全て棄却する。

## 理 由

### 1. 認定事実

#### ア. 日本の韓半島侵奪と侵略戦争への強制動員

- 1) 日本は1910年8月22日に大韓帝国との間に韓日合併条約を締結し、朝鮮総督府を通じて韓半島を支配した。日本は1931年に満州事変、1937年に中日戦争を引き起こして次第に戦時体制に入り、1941年12月8日には太平洋戦争まで引き起こした。
- 2) 日本はこれらの戦争の遂行により軍事物資生産に労働力が不足するようになる、1938年4月1日「国家総動員法（1938年4月1法律第55号）」を、1939年7月8日には同法に基づく「国民徴用令（勅令第451号）」をそれぞれ制定・公布して募集形式の労務動員計画を実施し、航空機部品及び製鉄溶鉱炉製造者、船舶修理工など特殊技能を持つ韓半島居住の韓国人を日本に移住させる政策を推進した。太平洋戦争が開始されると日本は1942年頃に「国民動員計画」を立てて戦争のための軍需産業に必要な労働力動員を拡大し、1942年2月13日の閣議で「朝鮮人労務者活用に関する方策」と「朝鮮人内地移住斡旋要綱」を決議して韓半島で官斡旋方式の労務動員計画を実施した。太平洋戦争が最高潮に達する時期の1944年8月8日には閣議で「半島人労務者移入に関する件」を決議し、特殊技能の保有の有無にかかわらず一般韓国人を対象にする国民徴用令を韓半島にも適用した。
- 3) 男性が戦争に動員されて人力が不足すると、日本政府は1943年9月13日の次官会議で「女子勤労働員促進に関する件」を決議し、1944年3月18日の閣議で「女子挺身隊制度強化方策要綱」を決議して、国民登録者である女子を女子挺身隊に組織して必要な業務への協力を命令することを可能にし、同年6月21日の閣議で「女子挺身隊員引受側措置要綱」を決議し、同年8月23日には「女子挺身勤労令（勅令第519号）」を公布してこれを韓半島にも同時に施行した。ただし韓半島における勤労挺身隊動員は上記のように「女子挺身勤労令」施行前から行われていたが、1944頃以後には特に増加し、国民学校（現在の初等学校）を通じて国民学校6年生や国民学校卒業生を対象に募集が行われた。
- 4) 「女子挺身隊制度強化方策要綱」及び「女子挺身勤労令」では基本的に国民登録者である女性を挺身隊員とすると定めていたが、当時韓半島で女性の国民登録は技能者、すなわち12才以上40才未満の技能者として中学校程度の学校卒業者若しくは実力と経験によって鉱山技術士、電気技術

者、電気通信技術者などとして現職に就業している者又は以前に就業したことがある者のみに限定されており、国民登録者の範囲は非常に狭かった。しかし上記の「女子挺身隊制度強化方策要綱」及び「女子挺身勤労令」には「特に志願をする者は挺身隊員とすることを妨げない」と規定していたので、韓半島では志願という形式で勤労挺身隊員募集が行われ、このような募集は官の積極的な介入や新聞広告・記事を通じた募集、学校や団体を通じた募集の方法で行われたが、特に国民学校の担任教師や学校長が在學生や卒業生を対象に志願を強要したり家庭訪問をして説得する方式で行われる場合が多かった。このような方式で募集された勤労挺身隊員は三菱重工業株式会社（以下「旧三菱重工業」という）名古屋航空機製作所道德工場、東京麻糸紡績株式会社沼津工場などの軍需工場に動員された。一方「女子挺身勤労令」は挺身勤労を受け入れようとする者は地方長官にこれを請求または申請し、地方長官がその必要性を認めると市町村長その他団体の長又は学校長に対し隊員の選抜を命じてその結果の報告を受け、地方長官が隊員を決定して通知するとこの通知を受けた者は挺身勤労を行い、挺身勤労を受け入れることになった者が原則的にその経費を負担すると規定していた。

#### イ.亡A、亡Bと原告X 1、X 2、X 3、X 4の勤労挺身隊志願経緯と強制労働

- 1) 亡A、亡Bと原告X 1、X 2は、X 3、X 4は全て1929年頃から1931年頃間に韓半島で出生した韓国人であり（以下「原告ら」と言う）、原告X 5は亡Aの夫であり亡Bの兄である。
  - 2) 原告らは1930年代後半に国民学校に入学したが、当時国民学校に通う児童らは毎朝の朝礼で日本天皇に拝礼し（皇居遥拝）、皇国臣民の誓詞を唱和するよう強要され、韓国史ではなく日本神話によって歴史授業が行われ、「天皇は神だ、日本は立派な国だ」という教えと二宮金次郎、楠木正成、東郷平八郎等、日本の偉人について教えられ、日本の教育勅語の暗記を強要され、暗記できなければ罰を受けた。また、当時国民学校では日本の国歌である君が代や軍歌などを教え、学校内では韓国語の使用を禁止し、これを使う学生は罰を受けた。1940年頃に創氏改名が行われた後には、学校内で日本の名前によってのみ相互を呼称するように強要された。
  - 3) 原告X 1は国民学校在学中に、原告X 1を除くその余の原告らは国民学校を卒業した後に、次のような経緯で勤労挺身隊に志願して旧三菱重工業名古屋航空機製作所道德工場（以下「本件工場」という）で労働に従事した。
- ア) 原告X 1は1929年11月30日に羅州市で出生し、1944年5

月頃羅州大正国民学校6学年在学中にM校長とK憲兵から「体格と頭が良い子が挺身隊で日本に行って仕事をすれば金もたくさん稼げるし、女学校にも通える。帰ってくる時は家一軒を買える金を持って帰ってくることになる」という話を聞いて勤労挺身隊について良い認識をもっていたところ、M校長と担任教師から勤労挺身隊の志願者に指名された。同原告の両親は同原告が勤労挺身隊に志願することに強く反対したが、「天皇陛下は絶対的」と教育された同原告は両親の話よりも学校教師の話信じ、校長から「このように指名を受けたのに行かなければ、警察が君のお父さんを捕まえて閉じ込める」との話を聞かされ、父親が寝ている間に密かに父親の印鑑を持ち出して担任教師に渡し、勤労挺身隊に志願した。同原告は1944年5月末頃、他の勤労挺身隊志願者らと共に麗水に集合して船に乗って日本の下関に行き、そこから再び汽車に乗って名古屋まで移動して本件工場に行き、本件工場でシンナーやアルコールで航空機部品のサビをとり、その上に塗料を塗ったり、やすりで部品を切断する作業に従事した。

イ) 原告X2は1930年1月20日に羅州市で出生し、1937年の春に羅州大正国民学校に入学し、「天皇は神様で、日本は立派な国だ」等と教育され、1943年3月同国民学校を卒業した。同原告は1944年5月頃、M校長と6学年担任教師、K憲兵などから「日本に行けば女学校に通えるし、仕事をして金を稼いで家を助けることができる」という話を聞き、勤労挺身隊に志願すれば平素から羨んでいた女学校の学生になることができ金も稼げて家族を助けることができると考えた。同原告は両親の反対にかかわらず、父親の印鑑を密かに学校に持参し、校長に「両親には知らせないで日本に行く」と告げて勤労挺身隊に志願し、1944年5月末頃他の勤労挺身隊志願者らと共に麗水港で船に乗って日本の下関に行き、そこで再び汽車に乗って名古屋に移動して本件工場に行った。同原告は本件工場で航空機の小さい部品に塗料を塗る作業に従事した。

ウ) 原告X3は1930年9月26日に光州市で出生し、1938年4月に順天南国民学校に入学して「天皇陛下に忠誠を尽くすこと」、「内鮮一体」、「日本は正しくて良心的な国」等と教育され、1944年3月に同国民学校を卒業した。同原告は1944年5月頃国民学校6学年の時の担任教師に同国民学校の校長室に呼ばれ、校長と憲兵から「日本に行けば学校にも通えて、工場で働いて金も稼げる、国民学校教師の給与程度は稼げる、6ヶ月に一度は韓国に帰れる」等の話を聞いて、母親に隠れて母親の印鑑を持ち出し校長に渡して勤労挺身隊に志願した。同原告は

1944年5月28日頃、校長に上記事実を知った母親の反対で日本に行くことができないと話したが、校長は「君の両親は契約を破ったので監獄に行くことになる」と威嚇し、このために同原告は母親には日本に行かないと嘘をついたまま勤労挺身隊に参加した。同原告は1944年5月31日、K憲兵と羅州国民学校のM教師の引率下に順天駅から汽車で麗水に移動した後、麗水港から船で下関に行き、そこで汽車に乗って名古屋に移動して本件工場に到着した。同原告は本件工場でジュラルミン（Duralumin、アルミニウム合金の一種）板に航空機部品の形態を描き、それを日本人従業員らが作業する所まで運ぶ作業に従事した。

エ) 原告X4は1929年9月8日に順天市で出生し、9才から順天南国民学校に通って日本史、皇国臣民の誓詞などと君が代など日本の歌を習い、「日本は世界一の国で、戦争でも日本がずっと勝っている」などと教育されて卒業した。同原告は1944年5月中旬頃、国民学校6学年の時の担任教師から上記国民学校教務室に呼ばれ、その担任教師と背が高い日本人から「日本に行けば女学校に進学できて、金も稼げる」という話を聞き、勤労挺身隊に志願することが日本に行って勉強も続けて天皇陛下のためになる立派なことだと考えるようになり、家族に隠れて印鑑を持ち出して勤労挺身隊に志願した。同原告は1944年5月末頃、他の勤労挺身隊志願者らと共に麗水に集合し、船に乗って日本の下関に行き、そこから汽車で名古屋まで移動して本件工場に行った。本件工場では初めは航空機の翼の形態を作る作業をしたが、後には日本人の男たちと共に切断機でジュラルミン板を切断する作業に従事した。

オ) 亡Bは1930年3月10日に全羅北道淳昌郡で出生し、亡Aは1929年7月3日に論山市江景邑で出生した。亡Bと亡Aは1944年に光州市の北町国民学校を卒業し、各々家事を手伝っていたところ、1944年5月頃に近所に住む愛国班<sup>1</sup>の班長から「日本に行って軍需工場<sup>1</sup>で1日働き2、3日勉強し、2年間働いてその後4年間勉強して卒業証書を受けられる」という話を聞き、平素から女学校進学を望んでおり、また国民学校で「内鮮一体、八紘一宇」等の日本の侵略論理を支える教育を受けたので、日本国のために全力を尽くすという気持ちもあり、勤労挺身隊に志願した。亡Bと亡Aは1944年6月光州市庁舎前で他の勤労挺身隊志願者50人余りと共に市街を行進した後光州駅で汽車

---

<sup>1</sup> 1938年7月7日、国民精神総動員朝鮮連盟が結成されるとともに、同連盟の傘下組織として末端行政単位を基本として10戸単位で結成された住民組織である。日帝強占期戦時体制下で朝鮮人の生活を監視・統制するため朝鮮総督府が主軸となって作られ、1940年国民精神総動員朝鮮連盟が国民総力連盟と改称されて組織が拡大され、1940年12月には1班(10戸)当たり30人単位を標準として全国的に38万余の愛国班が結成された。

に乗って麗水に行き、麗水から船で下関に行き、再び汽車で名古屋に  
って本件工場に到着した。本件工場で亡Bは航空機の機体に塗装する作  
業に従事し、亡Aはすぐそばの縫製工場と呼ばれる作業場で長いパイプ  
に布地を縫いつける作業に従事した。

4) 本件工場は部品工場と組立工場で形成されており、約2000人が夜昼  
2交代で働いていた。原告らは本件工場の第4菱和寮の4坪ほどの部屋で  
全羅南道又は忠清南道から来た他の挺身勤労隊員6人ないし8人と共に  
生活した。原告らをはじめとする勤労挺身隊員らは午前6時に起床し、朝  
食後寮から工場まで歩いて20分から30分の距離を、「神風」と書かれ  
た鉢巻をして4列縦隊に整列し「我ら乙女の挺身隊」等の歌を歌って行進  
した。工場では出身地別に作業場に配置され、午前8時から午後5時ない  
し6時頃まで働いた。工場での作業は厳格な監視下に行われ、作業中には  
隣の人と話をすることができず、トイレも許可を受けて行かねばならず、  
決まった時間内に戻らなければ罵られたり処罰を受けたりした。当時原告  
らは給与を全く支給されず、寮と工場で原告らに提供される食物の量も大  
変少なくて常に空腹であった。

5) 原告らをはじめとする勤労挺身隊員らは本件工場に勤務した期間中、団  
体で名古屋城、熱田神宮、護国神社、東山動物園及び松坂屋百貨店などを  
訪ねたことがあったのみで、個人の自由な外出は禁止され、集団で外出を  
する時には監視員が同行した。原告X4は本件工場に勤務して約1年ほど  
過ぎた頃に叔父から弟が死亡したとの知らせを聞いて家に帰ろうとした  
が帰れなかった。また、原告らは韓半島にいる家族らに手紙を送る時にも  
検閲を受け、このため生活上の不満を手紙に書けなかった。原告らは志願  
当時の約束とは異なり、本件工場の寮で日本の歌や日本の礼儀作法、針仕  
事などを習った他には学校教育を受けることもできなかった。

6) 原告X3は本件工場でジュラルミン板を運搬中、その重さに耐えられず  
に足の上に落とし、出血して足が腫れるほどの怪我をしたことがあったが、  
医師の診察はもちろん治療薬や消毒薬も与えられなかった。また、原告X  
4は切断機作業を担当して二ヶ月程度過ぎた時、ジュラルミン板を切断し  
ていて左手人さし指の先が切断機に切られる傷害を受けた。当時同原告は  
班長と共に病院に行って治療を受けたが、出血が続いてなかなか傷が治ら  
ず、結局二ヶ月間作業ができなかったが、その期間中は班長のそばにある  
椅子に座っていなければならなかった。

ウ.原告らの強制労働中、東南海地震による被害と帰国までの経緯

1) 1944年12月7日13時30分頃東南海地震が発生したが、この  
時本件工場建物のうち相当部分が崩壊し、亡Bを含む全羅南道出身の挺身

勤労隊員6人が死亡し、原告X1は天井が崩壊して鉄棒が左脇腹を貫通する傷害を負い、原告X4は建物の外に逃げ出したとき他の人に押し倒されて踏みつけられ、耳と手、左側足首などに負傷した。

- 2) 東南海地震が発生する頃、空襲が激しくなり原告らはほとんど毎晩空襲警報があるたびに寒くて水がたまった防空壕に待避せねばならず、睡眠もまともにとることができなかった。1945年1月頃、本件工場のうち本部事務所、組立、部品製作部門が富山県の大門工場に移転すると、死亡した亡Bを除く原告らも1945年春頃に大門工場に移動した。原告らは大門工場でも本件工場と同じように給与を受けとれないまま不十分な食物だけを食べて困難な労働に従事した。原告X3は大門工場の寮舎監に「約束どおり韓国に送り返してほしい」と要求したことがあったが、舎監から「誰が最初にそんな話を始めたか？ この中にはスパイがいる」と怒鳴りつけられ、かえって舎監に謝罪をしたこともあった。
- 3) 日本が1945年8月15日、アメリカをはじめとする連合国に降伏を宣言して太平洋戦争が終わり、日本に残っていた原告らは1945年10月頃、当時の大門工場の寮の舎監から「給与と荷物は家に送ってやる」という話を聞いた後、作業服姿で韓半島に帰国することになった。

#### エ.原告らの帰国後の状況

- 1) 日本は中日戦争や太平洋戦争が全面化される1938年頃から1945年頃まで韓半島の多数の女性たちを軍慰安婦として連行したが、この時、慰安婦という名前で募集した場合は殆どなく、従軍看護婦、女子挺身隊、慰問団、歌劇団、奉仕隊など各種の名前で募集した。このために、一時期我が社会で軍慰安婦と女子勤労挺身隊が明確に区別されず、勤労挺身隊も軍慰安婦と誤認されたりした。
- 2) 原告らは帰国以後周辺の人々が勤労挺身隊員を軍慰安婦と誤認すると、勤労挺身隊員として日本に行った事実を隠したが、原告X1は上記の事実が知られて婚約破棄され、その後上記の事実を隠して結婚したが、10年ほど過ぎてその事実を知った夫が家出し、原告X2は夫が死亡するまで上記の事実を隠し、原告X3は子供を全部結婚させた後に上記事実を知らせたが、夫は軍慰安婦ではないという同原告の話を信じずに家出して1994年10月頃離婚し、原告X4は1947年12月頃に上記事実を隠したまま結婚したが、結婚後間もなくその事実を知った夫から1960年頃まで持続的な暴行を受けた。

#### オ.旧三菱重工業の解散と被告の設立

- 1) 旧三菱重工業は日本の会社経理応急措置法（1946年8月15日法律第7号）上の特別経理会社、企業再建整備法（1946年10月19日法



律第40号)上の特別経理株式会社に指定された後、1949年7月4日企業再建整備法による再建整備計画認可申請を行い、1949年11月3日申請内容通りに主務大臣の認可を受けた。

- 2) 旧三菱重工業は1950年1月1日にその再建整備計画により解散することになり、同日旧三菱重工業の現物出資などにより企業再建整備法上の新会社である中日本重工業株式会社(商号が1952年5月29日に新三菱重工業株式会社に、1964年6月1日に三菱重工業株式会社に順次変更された)、東日本重工業株式会社(商号が1952年5月27日に三菱日本重工業株式会社に変更された)、西日本重工業株式会社(商号が1952年5月27日に三菱造船株式会社に変更された)の3社(以下新たに設立された3社を通称して「第二会社」という)が設立された。その後中日本重工業株式会社が1964年6月30日に東日本重工業株式会社、西日本重工業株式会社の2社を吸収合併することによって第二会社が現在の被告となった。この過程で旧三菱重工業の従業員らは職位・給料に異同なく、旧三菱重工業での在職期間を通算して退職金を算定することとして第二会社に承継され、第二会社の初代社長は全て旧三菱重工業の常務取締役らが就任した。また被告自身も旧三菱重工業を被告の企業史の一部として認めている。
- 3) 会社経理応急措置法は「特別経理会社に該当する場合、その会社は指定時(1946年8月11日午前零時を言う。第1条第1号)に新勘定と旧勘定を設け(第7条第1項)、財産目録上の動産、不動産、債権その他の財産は『会社の目的たる現に行つてゐる事業の継続及び戦後産業の回復振興に必要なもの』に限つて指定時に新勘定に所属させ、その他は原則的に指定時に旧勘定に所属させ(第7条第2項)、指定時以後の原因に基いて生じた収入及び支出は新勘定の収入及び支出、指定時以前の原因に基いて生じた収入及び支出は旧勘定の収入及び支出として経理処理し(第11条第1、2項)、旧債権に対しては弁済などの消滅行為を禁止するが、例外的に弁済を認める場合にも旧勘定として弁済せねばならず、新勘定として弁済する場合は特別管理人の承認など一定の要件を備えた場合に一定の金額の限度においてのみ可能(第14条)」であると規定している。
- 4) 旧三菱重工業は会社経理応急措置法、企業再建整備法により1946年8月11日午前零時を基準にして新勘定と旧勘定を分離した後、「会社の目的たる現に行つてゐる事業の継続及び戦後産業の回復振興に必要な動産、不動産、債権その他既存の財産など」を新勘定に所属させた後、上記財産を現物出資して前記のように3社の第二会社を設立した。一方、その時まで発生した債務を中心にした旧勘定上の債務を負担しつつ清算会

社になった旧三菱重工業は1957年3月25日に設立された菱重株式会社  
に吸収合併され、1957年10月31日に解散した。

カ.太平洋戦争終戦にともなう対日平和条約と大韓民国と日本国間の付属協定

1) 対日平和条約の締結

太平洋戦争が終戦となった後の1951年9月8日、米国サンフランシスコ市で米国、英国などを含む連合国と日本国は戦後賠償問題を解決するため対日平和条約を締結したが、上記条約第4条(a)は「大韓民国を含む上記条約第2条に規定された地域に存在する日本国及びその国民の財産、並びに上記地域の統治当局及びその国民に対する請求権と日本国に存在する上記地域の統治当局及びその国民所有の財産、そして上記地域の統治当局及びその国民の日本国及び日本国国民に対する請求権の処理は日本国と上記地域の統治当局間の特別協定の規定するところによる」と定めた。

2) 大韓民国と日本国間の国交正常化のための条約と付属協定の締結

対日平和条約第4条(a)の規定の趣旨に従い、1951年末頃から大韓民国政府と日本国政府の間に国交正常化及び戦後補償問題が議論され始め、ついに1965年6月22日、「国交正常化のための大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約」と、その付属協定の一つとして「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」(以下「請求権協定」という)が締結されたが、請求権協定は第1条で「日本国が大韓民国に10年間にわたって3億ドルを無償で提供し2億ドルの借款を行うこととする」と定めるとともに第2条で次のように定めた。

- |  |
|--|
| <p>1 両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利および利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたことになることを確認する。</p> <p>2 この条の規定は、次のもの(この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執つた特別の措置の対象となつたものを除く。)に影響を及ぼすものではない。</p> <p>(a) 一方の締約国の国民で千九百四十七年八月十五日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益</p> <p>(b) 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて千九百四十五年八月十五日以後における通常の接触の過程において取</p> |
|--|

得され又は他方の締約国の管轄の下にはいつたもの

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利および利益であってこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

また、請求権協定に対する合意議事録（I）は、上記第2条に関して次のように定めている。

(a) 「財産、権利および利益」とは、法律上の根拠に基づき財産的価値が認められるすべての種類の実体的権利をいうことが了解された。

(e) 同条3により執られる措置は、同条1にいう両国及びその国民の財産、権利および利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題の解決のために執られるべきそれぞれの国の国内措置ということに意見の一致をみた。

(g) 同条1にいう完全にかつ最終的に解決されたこととなる両国及びその国民の財産、権利および利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、韓日会談で韓国側から提出された「韓国の対日請求要綱」（いわゆる8項目）の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることを確認した。

そして上記の合意議事録に指摘された対日請求8個要綱には次のような項目が含まれている

(5) 韓国法人または、韓国自然人の日本国または、日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓国人の未収金、補償金及びその他請求権の弁済請求

㉠被徴用韓国人未収金

㉡戦争による被徴用者の被害に対する補償

㉢韓国人の対日本人または、法人請求

(6) 韓国人(自然人、法人)の日本政府または日本人に対する個別的権利行使に関する項目

3) 請求権協定にともなう後続措置

ア) 請求権協定の締結にともない日本は1965年12月17日「財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する日本国と大韓民国間の協定第2条の実施にともなう大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」（法律第144号、以下「財産権措置法」という）を制定・

施行したが、その内容は「大韓民国又はその国民の日本国またはその国民に対する債権または担保権で協定第2条の財産、利益に該当するものは1965年6月22日に消滅したものとする」というものである。

イ) 一方、大韓民国は請求権協定によって支給される資金の使用に関する基本的事項を定めるために1966年2月19日「請求権資金の運用及び管理に関する法律」<sup>2</sup>を制定し、1971年1月19日には「対日民間請求権申告に関する法律」<sup>3</sup>を制定して10ヶ月間国民の対日請求権申告を受け付けた結果、合計109,540件の申告があり、上記の申告分に対する実際の補償を執行するために1974年12月21日、「対日民間請求権補償に関する法律」(法律第2685号として制定され第3615号で廃止された法律をいう。以下「対日民間請求権補償法」という)を制定して1975年7月1日から1977年6月30日までの間に合計83,519件に対し合計9,187,693,000ウォンの補償金を支給し、上記の各法律は1982年12月31日に全て廃止された。ところで前記の法律は強制徴用被害者のうち1945年8月15日以前に死亡した者に対する補償のみを規定したものに過ぎなかった。

#### キ.民官共同委員会の開催

原告らと同じ強制徴用者であるZ1、Z2、Z3、Z4らは外交通商部長官に対し請求権協定に関する文書の公開を拒否した処分を争う情報公開拒否処分取消訴訟(ソウル行政法院2002子合33943)を提起し、2004年2月13日に同裁判所で勝訴判決の宣告を受け、同判決は外交通商部長官の控訴取下によりそのまま確定した。これに従って大韓民国政府は請求権協定に関する一部文書を公開し、2005年8月26日、「韓日会談文書公開後続対策関連民官共同委員会」(以下「民官共同委員会」という)を開催し、「請求権協定は日本の植民地支配の賠償を請求するための協商ではなく、サンフランシスコ条約第4条に基いて韓日両国間の財政的・民事的債権債務関係を解決するためのものであり、日本軍慰安婦問題等日本政府と軍隊等日本の国家権力が関与した反人道的不法行為については請求権協定で解

---

<sup>2</sup> 第5条(民間人の対日請求権補償)

① 大韓民国国民が有する1945年8月15日以前までの日本国に対する民間請求権はこの法で定める請求権資金の中から補償しなければならない。  
② 前項の民間請求権の補償に関する基準・種類・限度などの決定に必要な事項は別に法律で定める。

<sup>3</sup> 第2条(申告対象の範囲)

① この法の規定による申告対象の範囲は1947年8月15日から1965年6月22日まで日本国に居住したことがある者を除く大韓民国国民が1945年8月15日以前に日本国及び日本国民に対して有していた請求権等であって次の各号に掲記するものとする。

9 日本国により軍人、軍属又は労務者として召集又は徴用され1945年8月15日以前に死亡した者

決したとみることはできず、日本政府の法的責任は残っており、サハリン同胞問題と原爆被害者問題も請求権協定の対象に含まれなかった」との趣旨の意見を表明した

#### ク.日本での訴訟経過と亡Aの死亡など

- 1) 原告らと亡Aは1993年3月頃日本国名古屋地方裁判所において被告と日本国に対し、原告らが第2次世界大戦中に女子勤労挺身隊員として韓半島から日本にきて旧三菱重工業の工場で労働に従事したことは被告と日本国によって行われた強制連行と強制労働であり、しかも被告と日本国は戦争中死亡した亡Bを除いた原告らが戦争後新しい被害をこうむらないように強制労働などの実態を調査・公表して謝罪するなどの事後措置も疎かにしたなどの理由により、新聞に謝罪広告を掲載して精神的・財産上の損害に対する賠償として1人当たり3000万円の支払いを求める内容の訴を提起したが、2005年2月24日、上記裁判所は請求棄却判決を宣告した。<sup>4</sup>原告らは上記の判決を不服として名古屋高等裁判所に控訴したが2007年5月31日、同裁判所もやはり控訴棄却判決を宣告し、これに対し原告らは更に日本国最高裁判所に上告したが、2008年11月11日、日本最高裁判所は原告らの上告を棄却して上記の1審判決がそのまま確定した（以下このような日本での訴訟を「本件日本訴訟」、その判決を「本件日本判決」という）。
- 2) 原告は本件日本訴訟終了後約2年間17回にわたり被告側と賠償のための協議をしたが合意に至らず、2012年10月24日、第1審裁判所に被告に対して本件日本訴訟の請求原因と同じ内容を請求原因として不法行為を理由とする損害賠償金の支払いを求める本件訴訟を提起した。
- 3) 亡Bの死亡当時（1944年12月7日）亡Bの家族としては両親であるZ8、Z9と兄である原告X5とZ10、弟であるZ11、Z12などがあり、その後Z8は1962年4月9日、Z9は1968年9月20日に各々死亡した。
- 4) 亡Aは本件日本訴訟が第1審裁判所に係属中であつた2001年12月3日に済州で死亡し、死亡当時相続人としては配偶者である原告X5と3人の子供（Z5、Z6、Z7）がいた。  
[認定根拠]争いない事実、甲第1ないし8号証（枝番号あるのは各枝番号含む、以下同じ）、第1審裁判所の強制動員犠牲者等支援委員会に対する各事実照会結果、第1審裁判所の原告に対する当事者本人尋問結果、弁論の全趣旨

---

<sup>4</sup> 後記のように、亡Aは第1審係属中死亡し、原告X5が訴訟を受継した。

## 2. 本案前の抗弁についての判断

### ア. 被告の主張

渉外的事件に関する国内裁判所の裁判管轄を認めるか否かは訴訟当事者の公平、裁判の適正・迅速を期するという基本理念により条理によって決定すべきであるが、原告らは被告と日本国に対して日本で本件訴訟と同一の内容の訴訟を提起し、主張・立証の機会が十分に保障され、上訴の機会もまた保障された状態で敗訴判決を宣告されて確定した。また、本件訴訟の請求原因事実はすべて日本で発生し大韓民国とは実質的関連性もなく、たとえ日本国が韓半島で欺罔や脅迫により原告らを強制連行したとしても、そのような欺罔や脅迫に旧三菱重工業や被告が関与したことは全くない。それにもかかわらず大韓民国に支店や営業所も持たない日本法人である被告が大韓民国裁判所で本件日本訴訟と同一内容の訴訟を繰り返させるのは訴訟当事者の公平、訴訟遂行の便宜や予測の可能性などに照らして甚だしく不当である。また、本件日本訴訟で原告らに対する本人尋問をはじめとする少なくない証拠調べが実施され、被告が日本法人であり、原告が主張する行為が行われた場所もやはり日本である点に照らしてみる時、裁判の適正、迅速、効率という側面でも日本裁判所が本件訴訟に対する国際裁判管轄を持つと見なければならぬ。したがって本件訴訟は裁判管轄権がない大韓民国裁判所に提起されたものであって不適法である。

### イ 判断

国際裁判管轄を決定するにあたっては、当事者間の公平、裁判の適正・迅速及び経済を期するという基本理念に従うべきであり、具体的には訴訟当事者らの公平、便宜そして予測可能性のような個人的な利益のみならず、裁判の適正、迅速、効率及び判決の実効性等のような裁判所ないし国家の利益も共に考慮すべきであるが、このような多様な利益中のいかなる利益を保護する必要があるかについては、個別事件において法廷地と当事者との実質的な関連性及び法廷地と紛争になった事案との実質的な関連性を客観的な基準にして合理的に判断すべきであり（大法院2005年1月27日宣告2002다59788判決、大法院2012年5月24日宣告2009년다22549判決など参照）、国際裁判管轄について条約や一般的に承認された国際法上の原則が未だ確立されず、これに関する我が国の成文法規もない以上、我が国の民事訴訟法の土地管轄に関する規定もまた上記の基本理念により制定されたものであるから、基本的に上記規定による裁判籍が国内にある場合には渉外的事件に関する訴訟に関しても我が国に裁判管轄権があると認めるのが相当である（大法院1992年7月28日宣告91다41897判決など参照）。

本件について検討すると、被告は日本法によって設立された日本法人としてその主たる事務所を日本に置いているが、①本件請求は旧三菱重工業が軍用機など戦争物資を生産して当時太平洋戦争などの侵略戦争を行っていた日本国に供給するために必要な人力を日本国の協力の下に日本国が不法に占領していた韓半島で強制的に動員して充当した行為、すなわち旧三菱重工が日本国と共に原告らを強制連行した後に強制労働に従事させた一連の行為が不法行為であり、被告は旧三菱重工の原告らに対する法的責任をそのまま負担すると主張するものであるところ、大韓民国は上記のような一連の不法行為中の一部が行われた不法行為地である点、②原告らが韓国の民法に依拠して被告の不法行為責任を問うている点、③原告らが本件で主張する事実を裏付ける日本内の物的証拠はほとんど滅失した反面、被害者である原告ら中の生存者らが全て大韓民国に居住しており、事案の内容が大韓民国の歴史及び政治的変動状況などと密接な関係がある点等、諸般の事情を前記の法理に照らしてみると、大韓民国は本件当事者及び紛争になった事案と実質的な関連性があると言いき、したがって大韓民国の裁判所は本件に対し裁判管轄権を有すると言えるので、被告の上記主張は理由がない。

### 3. 本案に関する判断

#### ア. 当事者らの主張

##### 1) 原告らの主張

原告らは、日帝強占下において被告の前身である旧三菱重工業は原告らに学校教師等を通して上級学校への進学や十分な賃金提供などを保障すると言って原告らを懐柔して勤労挺身隊に志願させたが、実際には原告らは旧三菱重工業の名古屋航空機製作所や大門工場で原告らの意思に反して自由を剥奪された状況で強制労働に酷使され、教育の機会や賃金などを全く提供されることがなかったため、旧三菱重工業と事実上同じ法人として旧三菱重工業の債務を承継した被告は原告X1、X2、X3、X4に各2億ウォンの慰謝料を支払う義務があり、亡A、亡Bの相続人である原告X5に亡Aの慰謝料1億5千万ウォン全部と亡Bの慰謝料1億5千万ウォンのうち相続持分(13/40)に相当する合計4875万ウォン及びX5本人の慰謝料3000万ウォン等合計2億2875万ウォン(=1億5千万ウォン+4875万ウォン+3000万ウォン)を支払う義務があると主張する。<sup>5</sup>

##### 2) 被告の主張

---

<sup>5</sup>原告X5は当審においてその請求原因を上記のように整理したが、このような主張に符合するようにその請求の趣旨を減縮することはなかった。

これに対し被告は、①被告は旧三菱重工業と法人格を異にするので旧三菱重工業の原告らに対する損害賠償債務を承継していないし、②原告らはすでに同一の請求をした本件日本訴訟で敗訴確定判決を受けたので、原告の請求は先行判決である本件日本判決の既判力に抵触し棄却されるべきであり、③原告らが主張する損害賠償債権は請求権協定及びその後続措置によって消滅し、④仮にそうではないとしても上記の損害賠償債権は消滅時効が完成し又は除斥期間を徒過し、⑤原告らが大韓民国から太平洋戦争前後強制動員犠牲者として慰労金などを支給されて権利放棄約定をすることにより被告に対する損害賠償債権も消滅したので、原告らの本件請求は理由がないと主張する。

#### イ.被告の損害賠償責任の発生

##### 1) 旧三菱重工業の不法行為責任の成立について

ア) 本件において不法行為による損害賠償請求権が成立するか否かを判断する基準となる準拠法は、法廷地である大韓民国において外国的要素がある法律関係に適用される準拠法の決定に関する規範（以下、「抵触規範」という）により決定すべきであるが、原告らと被告の間にその法律関係が発生した時点は旧涉外私法（1962年1月15日法律第996号として制定されたもの）が施行された1962年1月15日以前からその後をわたっている。そのうち1962年1月15日以前に発生した法律関係に適用される大韓民国の抵触規範は1912年3月28日から日王の勅令第21号により我が国に依用されて来た後、軍政法令第21号を経て大韓民国制憲憲法附則第100条により「現行法令」として大韓民国の法秩序に編入された日本の「法例」（1898年6月21日法律第10号）である。原告らの請求権が成立した時点で適用される大韓民国の抵触規範に該当する上記「法例」によれば不法行為による損害賠償請求権の成立と効力は不法行為発生地の法律によるが（第11条）、本件の不法行為地は大韓民国と日本にわたっているので、不法行為による損害賠償請求権について判断する準拠法は大韓民国法又は日本法になるであろう。ところで、本件で原告らがすでに日本法が適用された本件日本訴訟において敗訴した点に照らし、不法行為の被害者である原告らは自己により有利な準拠法として大韓民国法を選択しようという意思を有すると推認される点や、このように準拠法になりうる複数の国家の法が存在する場合、法廷地の裁判所は当該事案との関連性の程度、被害者の権利保護の必要性和加害者の準拠法に対する予測可能性及び防御権保障等、当事者間の公平・衡平と正義、裁判の適正性等を併せて考慮して準拠法を選択し決定することができると言えるが、上記の要素を



全て考慮するとき大韓民国法を準拠法とするのが適当であるとみられる点などを総合し、旧三菱重工業の不法行為による損害賠償請求権が成立するか否かは大韓民国法を準拠法として判断することにする。さらに、制定民法が施行された1960年1月1日以前に発生した事件が不法行為に該当するか否かの判断に適用される大韓民国法は制定民法附則第2条本文に従い、「旧民法（依用民法）」ではなく「現行民法」である。

イ) 前記認定事実と前記証拠に弁論の全趣旨を総合すれば、日本国政府は中日戦争と太平洋戦争など不法な侵略戦争の遂行過程で基幹軍需産業体である軍需工場に必要な人力を確保するために長期的な計画を立て、組織的に人力を動員し、核心的な基幹軍需産業体の地位にあった旧三菱重工業は日本国政府の上記の人力動員政策に積極的に便乗して人力を拡充したが、当時上記の侵略戦争によって多数の学生らまで動員しているので、勤労挺身隊員として志願しても女学校又は上級学校に進学して勉強するように支援する余裕がない状況であるのに、当時の日本国政府は韓半島と韓国民を不法かつ暴圧的に支配し、幼い学生たちに内鮮一体、皇国臣民化などの美名の下に日本天皇に服従せねばならないという意識を注入して日本国の植民統治に順応するように教育させた後、原告らが通った学校の校長や担任教師などを動員して「勤労挺身隊に志願して日本に行けば上級学校に進学できて、金も稼げる」という趣旨の嘘で勤労挺身隊に志願するよう懐柔したり、両親の意思に反して勤労挺身隊に志願させ、両親の反対で志願を撤回しようとするれば脅迫を通じて志願意思を維持させて原告らを日本に連行し、原告らは当時これから日本で従事する労働内容や強度・環境等についてよく理解できないまま日本国政府の上記のような組織的な欺罔と脅迫により勤労挺身隊に志願し連行された後本件工場で労働に従事することになったことが認められる。また、前記の事実関係によれば、原告らは満13才、14才の若い女性たちであったにもかかわらず、旧三菱重工業はこのような原告らを家族から引き離して寮に集団で収容し、日曜日を除く毎日午前8時から午後5時乃至6時頃まで厳格な監視の下で労働に従事させ、家族との書信交換も事前検閲によって制限し、劣悪な宿舍と不十分な食物だけを提供し、給与さえ全く支給しないなど、原告らの自由を顕著に抑圧したまま生命や身体が脅かされる可能性が非常に高い環境で危険で苛酷な労働に強制的に従事させ、特に原告らに何らの安全教育や待避要領などを周知させないまま放置し、東南海地震で本件工場が倒壊して亡Bを死亡に至らせ、原告X1、X3、X4、亡Bなどが本件工場で作業中負傷したり東南海地震で本件工場が倒壊して負傷したのに適正な治療と休息及び補

償などを提供しないまま劣悪な環境下に継続して労働に従事させたことが認められる。そうであれば、旧三菱重工業が侵略戦争のための戦争物資の生産に原告らを強制的に動員して労務提供を強要した行為は当時日本国政府の韓半島に対する不法な植民支配及び侵略戦争の実行に積極的に参加した反人道的な不法行為に該当し、幼い女性たちを強制的に隔離収容した後給与も支給しないまま労働に従事させ、負傷した原告X1、X3、X4などに適切な措置を取らず、東南海地震が発生した時、原告らに対して何の安全措置や救護措置を取らず亡Bを死亡に至らせ、負傷した原告X1、X4などを放置した行為は女性や児童を強制労働はもちろん危険な業務に従事させてはならない義務及び安全配慮ないし保護義務までも放棄した不法行為に該当するというべきであり、このような不法行為によって原告らが甚だしい精神的苦痛を受けたことは経験則上明白である。

したがって旧三菱重工業は上記のような不法行為によって原告らが被った精神的苦痛に対しこれを賠償する責任がある。

## 2) 被告が旧三菱重工業の債務を負担するか否かについて

ア) 被告と旧三菱重工業を法的に同一の法人とみなすことができ、被告が旧三菱重工業の債務をそのまま負担するか否かについて検討する。

旧三菱重工業の解散及び分割に伴い法人格が消滅したか否か、第二会社及び被告が旧三菱重工業の債務を承継するか否かを判断する基準となる準拠法は、やはり大韓民国の抵触規範により決定すべきであるが、その法律関係が発生した時点は、旧涉外私法が施行された1962年1月15日以前からそれ以後にわたっている。そのうち1962年1月15日以前に発生した法律関係に適用される大韓民国の抵触規範は前記の「法例」である。同「法例」は旧三菱重工業と第二会社及び被告の法的同一性の有無を判断する法人の属人法について明文の規定を置いてはいなかったが、法人の設立準拠地法や本拠地法によりこれを判断すると解釈されていたところ、旧三菱重工業と第二会社及び被告の設立準拠地と本拠地はすべて日本なので、旧三菱重工業の解散及び分割による法人格の消滅いかん、債務承継の有無を判断する準拠法はひとまず日本法となるであろうが、これに会社経理応急措置法と企業再建整備法が含まれるのは当然である。しかし一方で上記「法例」第30条は「外国法による場合にその規定が公共の秩序または善良な風俗に反する時にはこれを適用しない」と規定していたので、大韓民国の抵触規範にしたがって準拠法に指定された日本法を適用した結果が大韓民国の公序良俗に違反する場合には日本法の適用を排除して法廷地である大韓民国の法

律を適用しなければならない。また1962年1月15日以後に発生した法律関係に適用される旧涉外私法においてもこのような法理は同様である。

イ) 本件で外国法である日本法を文言そのまま適用することになれば、原告は旧三菱重工業に対する債権を被告に対し主張できなくなるので、果たしてそのような結果が大韓民国の公序良俗に違反するか否かについて検討する。

旧三菱重工業が被告に変更される過程で被告が旧三菱重工業の営業財産、役員、従業員を実質的に承継し、会社の人的・物的構成には基本的な変化がなかった事実、会社経理応急措置法と企業再建整備法は特別経理会社ないし特別経理株式会社に指定された旧三菱重工業に対して指定時以前に生じた債務は原則的に旧勘定に属することにして原則的に弁済を禁止し、弁済する場合にも旧勘定で弁済し、特別管理人の承認など一定の要件を備えた場合に一定の金額の限度内においてのみ新勘定での弁済を可能とするように制限を加えた事実は前記の通りである。一方、前記の証拠と弁論の全趣旨によれば、旧三菱重工業が被告に変更される過程で、たとえ異議提起がなくとも旧三菱重工業の知れたる債権者に対する手続関与権保障のための通知や一部財産の留保などの権利保護のための手続的又は実体的な手当てをほとんどせず、旧三菱重工業もやはり旧勘定に対する清算手続を進めるにあたり知れたる債権者を保護するための特別な措置を取らなかった事実を認めることができる。

このように上記の会社経理応急措置法と企業再建整備法が敗戦という非常状況における日本経済の再生という目的により制定されたといえども、債務者である旧三菱重工業がその債務の存在をすでに知り、しかもその債務の発生原因が反人道的で故意に行われた不法行為によるものに至るまで債権者に対してほとんど何の保護手続も置かず、当時国交が断絶した状態において自身の権利を行使する可能性が事実上存在しない大韓民国その他被侵略国の国民など植民支配及び侵略戦争と関連した被害者らの場合には、実質的に権利行使を封鎖される状況にいたることになる。

このように旧三菱重工業が被告に変更される過程で被告が旧三菱重工業の営業財産、役員、従業員を実質的に承継し、会社の人的、物的構成には基本的な変化がなかったにもかかわらず、戦後処理及び賠償債務解決のための日本国内の特別な目的の下に制定された技術的立法に過ぎない会社経理応急措置法と企業再建整備法など日本国内法を理由に旧三菱重工業の大韓民国国民に対する反人道的不法行為による損害賠

償債務が免脱される結果になることは大韓民国の公序良俗に照らして容認できない。

日本法の適用を排除して当時の大韓民国の法律を適用すると、旧三菱重工業が前記の通り責任財産となる資産と営業・人力を第2会社に移転して同一の事業を継続したのみならず被告自ら旧三菱重工業を被告の企業史の一部と認めている事情などを総合すると、旧三菱重工業と被告はその実質において同一性をそのまま維持していると見るのが相当であり、法的には同一の会社と評価するに充分であり（このような事情によれば、被告と旧三菱重工業が同一の会社でないとか旧三菱重工業の原告らに対する債務承継を否定する趣旨の被告の主張は信義則にも反するともいえる）、日本国の法律の規定に従い旧三菱重工業が解散して第2会社が設立された後吸収合併の過程を経て被告に変更されるなどの手続を経たからといってこれと異なる評価をすることはできない。したがって原告は旧三菱重工業に対する請求権を被告に対しても行使することができる。

ウ) これに対し被告は、会社経理応急措置法と企業再建整備法は「戦時補償」の撤廃による日本企業の急激な財務構造悪化にともなう倒産を防ぐための応急措置として立法されたものであるが、ここにいう「戦時補償」とは日本企業が補償すべき債務ではなく、日本国政府が日本企業に対し補償すべき債務を意味するものであり、戦時補償の撤廃とは日本国政府が戦時に徴発したり代価を後払いするとして企業から提供を受けた戦争物資に対し、日本国が旧三菱重工業など日本国内企業に負担すべき補償を中断することを意味するのであって、旧三菱重工業など日本企業が強制動員、強制労働被害者に対し負担する賠償債務を免除するとの意味ではないので、上記の法律を戦後処理及び賠償債務解決のための法律と解するのは不当であり、新設会社が旧会社の責任財産になる資産と営業・人力などを承継して同一の事業を継続する事情は経済的に窮境にある会社の構造調整過程において会社分割または資産譲渡により新会社を設立する場合にも存在するので、被告が旧三菱重工業の営業財産・役員、従業員を実質的に承継したという事情のみによって旧三菱重工業と被告の同一性を認めるのは不当であると主張する。

しかし被告自ら指摘するように、旧三菱重工業の日本政府に対する債権は戦争物資の提供により発生したものであり、その債務者が侵略戦争の主体である当時の日本政府であるという点において、一般的な窮境にある会社の構造調整の場合とは同一視しがたい。すなわち、上記の各法律は当時日本政府に戦争に使用する戦争物資を供給し、その代価として

日本政府に対して債権を保有することになった企業が、侵略戦争に使用した戦争物資の供給を受けたために負担することになった日本国政府の債務が免除（撤廃）されることによって倒産の危険に直面すると、その企業の再建をはかるため制定されたものであるというのであるから、その企業が上記の法律が定めた更生手続を経て新しい法人格を付与されたという理由によって侵略戦争に使われる戦争物資の生産に強制動員された被害者らに対する賠償義務を免除させることを、文明国家において施行される倒産法制の下での債務整理と単純比較することはできない。かえって上記の各法律の上記のような制定趣旨により、侵略戦争の主体である当時の日本政府の債務を免除しても倒産せずに責任財産になる資産と営業、人力をそのまま維持して同一の事業を継続し、自らも旧企業を企業史の一部と認めつつ再建されたとすれば、少なくとも侵略戦争に使われる戦争物資の生産に強制動員された被害者らに対する賠償義務を負担すべき主体としての実質的同一性はそのまま維持されると見るのが相当である。したがって被告の上記主張は理由がない。

#### ウ.被告のその他の主張に対する判断

##### 1) 本件日本判決の既判力に反するという主張について

###### ア) 被告の主張

原告らは日本で本件訴訟と同一の請求原因による訴訟を提起して本件日本判決である敗訴判決を宣告され、その判決が確定したところ、上記の日本判決は大韓国民民事訴訟法第217条に定める外国判決の承認要件を全て具備し大韓民国においても効力を有するので、原告らが再びこの裁判所に提起した本件訴訟は本件日本判決の既判力に抵触する。

###### イ) 判断

我が民事訴訟法第217条第1項第3号は外国裁判所の確定判決の効力を認めることが大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反してはならないということを外国判決承認要件のひとつとして規定しているが、ここで外国判決の効力を認めること、すなわち外国判決の効力を承認した結果が大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反するか否かは、その承認の可否を判断する時点において外国判決の承認が大韓民国の国内法秩序が保護しようとする基本的な道徳的信念と社会秩序に及ぼす影響を、外国判決が扱った事案と大韓民国との関連性の程度に照らして判断すべきであり、このとき当該外国判決の主文のみならず理由及び外国判決を承認する場合に発生する結果まで総合して検討すべきである。(大法院2012年5月24日宣告2009年다22549判決参照)。

検討するに、原告らが本件訴訟と同一の請求原因により被告と日本国に対して日本裁判所に訴訟を提起して敗訴判決を宣告されてその判決が確定した事実は前記の通りであるが、甲1、2号証の各1、2の記載によれば、前記本件日本判決中第1審判決では原告らに対する被告の不法行為責任などの認定については明示的な言及がなく、請求権協定によって原告の被告に対する請求権が消滅したと判断したが、その控訴審判決では勤労挺身隊員として志願した原告らの請求に関して、原告らに対して欺罔あるいは脅迫によって挺身隊員に志願させたことは強制連行に該当し、原告らの本件工場での労働・生活は強制労働に該当し、亡Bの死亡と原告X4の負傷は全て強制連行と強制労働によって生じた損害であると認定され、強制連行が日本国の監督下に行われ、強制労働もやはり旧三菱重工業によって日本国の監督下に行われ、旧三菱重工業と被告の間には実質的に同一性があり、被告が旧三菱重工業の違法行為に対し責任を負わないとの趣旨の主張をするのは信義則上許されない可能性があるとして判断し、被告が原告らに強制連行・強制労働に関する不法行為責任を負う余地があることを認めながらも第1審裁判所と同様に請求権協定によって原告の請求権が消滅したと判断した事実が認められる。

しかし、大韓民国制憲憲法はその前文において「悠久の歴史と伝統に輝く我ら大韓国民は己未三一運動により大韓民国を建立し、世の中に宣布した偉大な独立精神を継承し、いま民主独立国家を再建するにあたり」と述べ、附則第100条では「現行法令はこの憲法に抵触しない限り効力を有する」と規定し、附則第101条は「この憲法を制定した国会は檀紀4278年8月15日以前の悪質な反民族行為を処罰する特別法を制定することができる」と規定した。また現行憲法もその前文で「悠久の歴史と伝統に輝く我が大韓国民は3・1運動により建立された大韓民国臨時政府の法統と不義に抗拒した4・19民主理念を継承し」「恒久的な世界平和と人類共栄に貢献することにより」と規定している。このような大韓民国憲法の各規定に照らしてみると、日帝強占期の日本の韓半島支配は規範的観点から不法な強占であるというにとどまらず、日本の不法な支配による法律関係のうち、大韓民国の憲法精神と両立しえないものはその効力が排除されると解さなければならない。

ところで前記証拠によれば、本件日本判決は原告らが居住していた韓半島を日本領土の構成部分とみなし、上記事件に適用される準拠法を外国的要素を考慮した国際私法的観点で決定せず、初めから日本法を適用した事実が認められ、被告の不法行為責任が認められる余地があると判

断した控訴審裁判所の判決においても、同裁判所は日本の韓半島及び韓国人に対する植民支配が合法的という規範的認識の下に日帝強制占領期間の国家総動員法、国民徴用令、女子挺身勤労令が韓半島と原告らにそのまま適用されることを前提に、当時施行されていた明治憲法及び関連法令に基づいて被告の不法行為責任などを判断している事実が認められるところ、結局本件日本判決は日帝強占期の強制動員自体を不法と見ている大韓民国憲法の核心的価値と正面から衝突するといわざるをえない。また、当時日本国政府が「国家総動員法」等の手段を動員して遂行した中日戦争と太平洋戦争が国際法的に容認され得ない侵略戦争であったという点については国際社会が認識を共有しており、このような侵略戦争及びこれを遂行する行為の正当性を否認することは世界文明国家の共通の価値であるから、かかる事情を勘案してもこのような判決理由を含む本件日本判決をそのまま承認する結果は、それ自体で大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に違反することが明らである。したがって、我が国において本件日本判決を承認し、その効力を認めることはできないので、本件日本判決が大韓民国において承認され得ることを前提に原告らの請求が本件日本判決の既判力に反して認められないという被告の主張は理由がない。

ウ) これに対し被告は、本件日本判決、特に控訴審裁判所の判決は原告らに対する強制連行及び強制労働はもちろん旧三菱重工業と被告の間の実質的な同一性が認められる余地があることを認めた上で請求権協定の解釈により原告らの請求を棄却したものであって、請求権協定の解釈により被告と日本国の賠償責任を否認したに過ぎず、勤労挺身隊志願を勧誘する過程で欺罔や脅迫が介在したなどの理由により被告と日本国の不法行為責任の成立余地を認めた以上、国家総動員法や国民徴用令、女子挺身隊制度強化方策要綱、女子挺身勤労令などが韓半島と原告らに適用されるか否かにより結論が変わるものではないから、これを理由として外国判決承認の有無を決定するのは不当であると主張する。

しかし本件で問題となる被告の不法行為は、原告らが勤労挺身隊に志願する過程において学校にも行かせて金も稼がせてやるなどの欺罔と両親や姉などに不利益を与えるといった脅迫により強制連行したこと、原告らの年齢と労働の強度、不十分な食事提供と外出などの制限、給与未支給などの諸般事情から見て原告らを強制労働に従事させたという点などに限定されるものではなく、周辺国家に対する侵略過程の一環として行われた韓半島に対する不法な植民統治の下では、例え個別的な欺罔と脅迫や劣悪な条件下での労働の強要がなかったとしても、植民地支

配を強固にして侵略戦争を遂行するために原告らを戦時動員体制や軍需工場稼働に編入させた行為自体もまた、その不法行為の内容として問題になると言える。したがって戦時動員体制を構築するために施行された国家総動員法や国民徴用令、女子挺身隊制度強化方策要綱、女子挺身勤労令などが韓半島と原告らに適用されるか否かに関する判断が被告と日本国の不法行為の責任に関する結論と関連がないということではできない。被告の上記主張は理由がない。

## 2) 請求権協定によって原告らの請求権が消滅したという主張について

### ア) 被告の主張

被徴用韓国人の未収金、補償金及びその他請求権は1965年6月22日に大韓民国と日本国間に締結された請求権協定の対象に含まれており、国家間の一括処理協定に該当する請求権協定の締結により原告らの被告に対する請求権はすでに消滅した。

### イ) 判断

検討するに、甲第1号証の1, 2、乙第1, 2, 5, 16ないし22, 35号証の各記載に弁論の全趣旨を総合すると、国交正常化などのために大韓民国政府と日本国政府の間で行われたいわゆる「韓日会談」中、第5次韓日会談以後から日本の植民地支配による被害に対する補償の問題が両国間で本格的に問題となり始め、大韓民国政府は日本国政府側に謝罪の意味が含まれた請求権という形態の補償を要求し、その項目の中の一つとして生存する被徴用者が被った肉体的・精神的被害と苦痛に対する補償もやはり補償の対象に含まれることを主張したが、これに対して日本国政府は被害者の名簿など正確な事実の確認なしに補償することはできないだけでなく、生存者についてはその当時の法的地位が日本人であったという点から、日本人にも支払われたことがない補償金を支払うことはできないという立場を固守した事実、大韓民国政府が日本に対して要求する個々の請求権項目については両国間の立場がかけ離れており、最終的には日本が大韓民国に10年間かけて3億ドルを無償で提供し、2億ドルの借款を行うことで合意が成立したが、その金額の名目が何であるかについては明白な合意に至ることができなかった。これについて日本国政府は「大韓民国に対する日本側の提供はあくまでも賠償のように義務的に与えるものではなく、それよりは経済協力という基本的な思考を持っている」という立場を確認した事実が認められるところ、このような請求権協定の締結経緯と前記認定事実でみた請求権協定の内容及び後続措置状況などを総合して認められる次のような事情、すなわち①請求権協定は日本の植民支配賠償を請求するための



協商ではなく、対日平和条約第4条に基づき韓日両国間の財政的・民事的債権債務関係を政治的合意により解決するためのものであり、請求権協定第1条により日本国政府が大韓民国政府に支給した経済協力資金は第2条による権利問題の解決と法的対価関係があるとはみられない点、②請求権協定の交渉過程で日本国政府は植民支配の不法性を認めないまま、強制動員被害の法的賠償を根本的に否定し、このため韓日両国政府は日帝の韓半島支配の性格について合意に至ることができなかったが、このような状況で日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれていたと解することは困難である点などに照らしてみると、原告らの損害賠償請求権については、請求権協定で個人請求権が消滅しなかったのはもちろん、大韓民国の外交的保護権も放棄されなかったと解するのが相当である（大法院2012年5月24日宣告2009다22549判決参照）。

その上、国家が条約を締結して外交的保護権を放棄するにとどまらず、国家とは別個の法人格を有する国民個人の同意なく国民の個人請求権を直接的に消滅させることができると解するのは近代法の原理と相いれない点、国家が条約を通して国民の個人請求権を消滅させることが国際法上許容されるとしても国家と国民個人が別個の法的主体であることを考慮すれば条約に明確な根拠がない限り条約締結により国家の外交的保護権以外に国民の個人請求権まで消滅したと解することはできないが、請求権協定には個人請求権の消滅に関して韓日両国政府の意思の合致があったと解するだけの十分な根拠がない点、日本が請求権協定直後日本国内で大韓民国国民の日本国及びその国民に対する権利を消滅させる内容の財産権措置法を制定・施行した措置は請求権協定だけでは大韓民国国民個人の請求権が消滅しないことを前提とするときに初めて理解できる点等を考慮すれば、原告らの請求権が請求権協定に含まれていたとしても、個人請求権自体は請求権協定のみによって当然に消滅したと解することはできず、ただ請求権協定によりその請求権に関する大韓民国の外交的保護権が放棄されたことにより、日本の国内措置で当該請求権が日本国内で消滅したとしても大韓民国がこれを外交的に保護する手段を喪失することになるだけである（大法院2012年5月24日宣告2009다22549判決参照）。したがって、原告らの被告に対する不法行為に基づく損害賠償請求権は請求権協定により消滅しなかったものであり、原告らは請求権協定にかかわらず被告に対して上記請求権を行使することができる。被告の上記主張も理由がない。

被告は上記のように請求権協定を解釈することは大法院 2012 年 5 月 10 日付 2012 다 12863 審理不続行判決に反すると主張するが、上記判決の事案は請求権協定締結と関連した大韓民国公務員の行為が不法行為に該当するか否かに関するものであって本件と事案を異にするものであり、審理不続行判決は上告理由の主張が上告審手続に関する特例法第 4 条第 1 項が定めた事由を含まない場合や、そのような主張があっても原審判決と関係がなく又は原審判決に影響を及ぼさない場合に行うことができるものであり、上記判決が請求権協定について被告の主張と同じ解釈をする判例に該当すると解することもできないので被告の上記主張もまた理由がない。

### 3) 消滅時効または除斥期間の主張について

#### ア) 被告の主張

原告らの損害賠償請求権は原告らが主張する不法行為日から 20 年以上の期間が経過してすでに消滅時効ないし除斥期間が満了して消滅し、原告らには客観的に権利を行使することはできない障碍事由が存在することもなかったため、被告の消滅時効完成の主張は権利濫用に該当しない。仮に被告の消滅時効完成の主張が権利濫用に該当するとしても、原告らは権利行使の客観的障碍事由が解消された日から信義則上相当な期間内に権利を行使しなかったため、原告らの請求は排斥されるべきである。

#### イ) 判断

(1) 原告らの不法行為による損害賠償債権の消滅の有無に関する準拠法はやはり前記の理由により大韓民国法であるところ、現行民法によれば不法行為による損害賠償債権については消滅時効のみが規定されているので、日本法が準拠法であるという前提の下で除斥期間が経過したという被告の主張は更に検討する必要もなく理由がない。

(2) 次に消滅時効が完成したという被告の主張について検討する。

㉞ 消滅時効は客観的に権利が発生してその権利を行使できる時から進行し、その権利を行使できない間は進行しないが、ここで「権利を行使できない」場合とは、その権利行使に法律上の障碍事由、例えば期間の未到来や条件不成就等がある場合をいうのであり、事実上権利の存在や権利行使の可能性を知り得ず、知り得なかったことに過失がないとしても、このような事由は法律上の障碍事由に該当しない（大法院 2006 年 4 月 27 日宣告、2006 다 1381 判決等参照）。一方、債務者の消滅時効による抗弁権の行使も民法の大原則である信義誠実の原則と権利濫用禁止の原則の支配を受けるも

のであり、債務者が時効完成前に債権者の権利行使や時効中断を不可能または著しく困難にさせたり、そのような措置が不必要だと信じさせるような行動をしたり、客観的に債権者が権利を行使することができない障碍事由があったり、またはいったん時効が完成した後に債務者が時効を援用しないような態度をとり権利者にそのように信頼させたり、債権者保護の必要性が大きく、同じ条件の他の債権者が債務の弁済を受領するなどの事情があり債務履行の拒絶を認めることが著しく不当又は不公平となる等の特別な事情がある場合には、債務者が消滅時効の完成を主張することは信義誠実の原則に反し権利濫用として許容され得ない（大法院2011年6月30日宣告2009다72599決定等参照）。

- ① 本件について検討するに、前記の証拠と弁論の全趣旨を総合すると、①被告の不法行為の後1965年6月22日に韓日間の国交が樹立されるまでは日本国と大韓民国間の国交が断絶しており、したがって、原告らが被告に対して大韓民国で判決を受けたとしてもこれを執行することができなかった事実、②1965年韓日間の国交が正常化したのが、韓日請求権協定関連文書がすべて公開されない状況の中で、請求権協定第2条及びその合意議事録の規定と関連し請求権協定により大韓民国国民の日本国または日本国民に対する個人請求権が包括的に解決されたものであるという見解が大韓国内で一般的に受け入れられてきた事実、③日本では請求権協定の後続措置として財産権措置法を制定し原告らの請求権を日本の国内的に消滅させる措置をとった事実（ただし、本件日本訴訟では原告らが被告による強制連行・強制労働による損害賠償を求めることは請求権協定当時事実関係の立証が容易でその事実関係に基づく法律関係が明確だと判断することはできない債権であったという理由により、財産権措置法によって消滅したという被告の主張を排斥した）、④ところで原告らのように強制動員された被害者が日本で訴訟を提起し始めると、その個人請求権、その中でも特に日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権は請求権協定で消滅しなかったという見解が徐々に浮き彫りになり、2005年1月頃韓国で韓日請求権協定関連文書が公開された後、2005年8月26日に日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権は請求権協定によって解決されたと見ることができないという民官共同委員会の見解が表明された事実、⑤前記の通り請求権協定の協

議過程で日本国は日本と交戦相手国である連合国との戦後関係を定めた対日平和条約第4条(a)で連合国側が韓半島を日本の領土から排除したことによって発生する諸般問題の整理を戦後韓半島に成立する政府(施政を行っている当局)と日本との協議に留保して置いたことにより、対日平和条約による戦後処理問題を完結させるための趣旨に限定して交渉に臨んだに過ぎず、(日本国は1952年4月28日に発効した対日平和条約第2条によって初めて朝鮮の独立を承認し、朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したという立場から、大韓民国を日本国の交戦相手国に対する国際法違反責任を定めている対日平和条約の締結当事者と認めなかった)、過去の韓半島に対する植民地支配と侵略戦争への動員による諸般の問題を清算するという態度を見せたことは全くなかった事実、⑥大法院は2012年5月24日宣告2009다22549, 2009다68620判決を通じて原告らのような強制労働被害者に対する損害賠償請求を棄却した日本判決は大韓民国の公序に反しており承認することができず、日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれたと見ることは困難であり、請求権協定では原告らのような強制労働被害者の損害賠償請求権が消滅しなかったと見るべきであり、たとえそのような損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれるとしても、その個人請求権自体は請求権協定のみにより当然消滅すると解することはできず、ただし請求権協定でその請求権に関する大韓民国の外交的保護権だけが放棄されたものであると判示した事実が認められる。

上記認定事実に、前記の通り旧三菱重工業と被告の同一性についても疑問を持つほかはないようにする日本国内での法的措置があった点、上記大法院判決にもかかわらず請求権協定の適用対象に原告らのような強制労働被害者の損害賠償請求権が含まれるか否かに関して未だに国内外で議論になっており、請求権協定の当事者である日本国政府は請求権協定によって過去に日本国政府などが関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権が消滅したという立場を固守して現在まで請求権協定関連情報の公開さえ拒否している事情も勘案すれば、原告らが本件訴訟を提起する頃まで原告らには客観的に権利を事実上行使することができない障碍事由があったと解するのが相当である(ただし、法令の解釈・適用に関する最終的な権限を有する最高裁判所である大法院が

上記のとおり請求権協定に関する解釈を明らかにした以上、少なくとも大韓国内で原告らのような強制動員被害者らが請求権協定の解釈などに関連して客観的に権利を事実上行使できなかった障碍事由は消滅したと解する余地はあろうが、そうであっても原告らは上記大法院判決の当事者でもなく、本件と上記大法院判決の具体的な事案が同一だとも解し難い点に照らせば、原告らが上記大法院判決の宣告日から民法第766条第1項の規定する短期消滅時効である3年以内に本件訴訟を提起した以上、原告らとしてはその障碍事由が解消された時から相当な期間内に権利を行使したものというべきである)。

これに対し被告は、原告がすでに1999年に日本で被告に対して損害賠償請求訴訟を提起することによって権利を行使したので、原告らに客観的に権利を行使することはできない障碍事由はもはや存在しなかったと主張するので検討すると、原告らが2003年4月頃本件訴訟の請求原因と同一の内容を請求原因として日本国裁判所に日本国と被告に対して損害賠償を求める訴訟を提起した事実は前記の通りであるが、本件日本訴訟において日本国裁判所が請求権協定により大韓民国国民の日本国又は日本国民に対する個人請求権が包括的に解決されたものであると理解されてきた従来の見解をそのまま維持している以上、原告らが本件日本訴訟を提起した事情だけでは原告らにその権利を事実上行使できない障碍事由が消滅したと解することはできず、かえって本件日本訴訟はそのような事実上の障碍事由が維持されていることを確認するものといえるであろう。被告の上記主張は理由がない。

- ㊦ また、被告の本件不法行為は被告が原告らの個人の尊厳性を否定しつつ、日本国政府の韓半島に対する不法な植民地支配と侵略戦争の遂行過程に積極的に便乗した反人道的な行為であり、被告としてはそのような歴史的事実を反省し、自身の不法行為による原告らの被害に対して誠意ある謝罪と適切な賠償をすることが当然であるにもかかわらず、実に70年近くを過ぎた現在まで自身の責任を否定し回避しているところ、このような被告が消滅時効の完成を主張して原告らに対する不法行為による損害賠償債務の履行を拒絶することは、一定期間継続した社会秩序を維持し、時間の経過によって増大する法律関係の不明確性に対処しようという目的から認められている消滅時効制度の趣旨にも合致しないと言えるであろう。

これに対し被告は、原告の権利行使の障碍事由の発生・存続に被

告が寄与したことが全くないにもかかわらず被告の消滅時効の抗弁を抗弁権濫用という理由で排斥するのは不当であると主張する。

しかし前記の証拠に弁論の全趣旨を総合すれば、日本国は韓半島の植民地支配と侵略戦争への動員によって被害をこうむった人々に対する賠償についての具体的な方法や手続などを提示したことがなく、過去日本国の植民地支配と侵略戦争に同調した被告などの企業もやはり依然として日本国の上記のような態度に黙示的に同調している事実（被告自ら「現在まで原告らの面談要求に対しても受動的な立場で面談に応じただけで、被告の法的責任を否定した日本最高裁判所の判決によりすでに結論が出たという判断が被告の立場」であると明らかにしている）が認められるので、上記のような障碍事由の存続に被告の寄与が全くなかったはいえない上に、被告が挙げている事情を考慮しても、この間原告らが本件訴訟を提起する頃まで原告らに客観的に権利を事実上行使することはできない障碍事由があったという前記判断を覆すには足りない。被告の上記主張は理由がない。

- ㊦ したがって、被告が消滅時効の完成を主張して原告らに対する不法行為による損害賠償債務の履行を拒絶することは著しく不当であり、信義誠実の原則に反する権利濫用であって許容できず、被告の上記主張は結局理由がない。

#### 4) 権利放棄の主張について

##### ア) 被告の主張

太平洋戦争前後強制動員犠牲者として原告 X 5 は亡 B に対する死亡慰労金を、原告 X 1、X 2、X 3、X 4 は慰労金または医療支援金などを大韓民国から受領し、「同じ事件に関して同じ内容で裁判所に提訴しない等、いかなる方法によっても再び請求しないことを誓約する」という内容の権利放棄約定をしたので、亡 A の損害賠償請求権に関する請求以外の被告に対するその余の損害賠償請求権は上記の権利放棄約定によって全て消滅した。

##### イ) 判断

乙第 4 2 号証の 1 ないし 5 の各記載によれば、原告らは 2 0 0 8 年 1 2 月から 2 0 0 9 年 6 月までの間に旧太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律（2 0 1 0 年 3 月 2 2 日法律第 1 0 1 4 3 号対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者など支援に関する特別法附則第 6 条で廃止された法律である。以下「強制動員犠牲者支援法」という）により設置された太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者支

援委員会に同法による慰労金など（強制動員犠牲者支援法第4条による慰労金、同法第5条による未収金支援金、同法第6条による医療支援金等をいう）の支給を申請し、同法施行令（2010年4月20日大統領令第22125号対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法施行令付則第3条で廃止）第16条に定める別紙第13号書式の慰労金等支給決定同意及び支給請求書を上記の委員会に提出した事実、上記支給請求書第3項には「申請人は慰労金などを受領した時にはその事件に関して同じ内容で裁判所に提訴しないなど、いかなる方法によっても再び請求しないことを誓約します」という内容が記載されている事実が認められる。しかし一方で、強制動員犠牲者支援法第1条は「この法は請求権協定と関連して国家が太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者とその遺族などに人道的次元で慰労金などを支援することによって彼らの苦痛を治癒して国民和合に寄与することを目的とする。」と規定しており、同法第4条は国外で強制動員されて死亡し又は行方不明になった場合には強制動員犠牲者の遺族に強制動員犠牲者1人当たり2千万ウォンの慰労金を支給することとして、但し対日民間請求権補償法第4条第2項により金銭を支給された場合には強制動員犠牲者1人当たり234万ウォンを差し引いた金額とすると規定しているところ、このように強制動員犠牲者支援法は人道的次元で強制動員犠牲者とその遺族等に慰労金を支給することを明示しており、請求権協定にともなう後続措置として制定された対日民間請求権補償法により補償を受けた遺族たちまでも慰労金の支給対象に含ませている事情を勘案すると、強制動員犠牲者支援法が定めた支援金は請求権協定を通じて大韓民国が日本国から受領した無償資金の分配ないし執行のためのものと見るのは困難であり、請求権協定と関連して国家が人道的次元で責任を負うという意味で支給したものとみるのが相当である。したがって上記の支給請求書第3項の規定が、慰労金等を支給された時には日帝強占期の国外強制動員と関連した権利を放棄する内容の規定であっても、これをとりあげて原告が被告に対する損害賠償請求権まで放棄したと解することは困難である。被告の上記主張は理由がない。

## エ.損害賠償責任の範囲など

### 1) 慰謝料の金額

被告は韓半島に対する不法な植民支配体制を強固にして日本帝国主義の膨張のために侵略戦争を遂行しようとする過去の日本国政府に積極的に協力し、綿密な計画下に欺罔と脅迫等を通して動員された原告らを強制労働に従事させた。これによって原告らは年幼い女性であるのに家族と別れ

て自由を剥奪されたまま日本国が敗戦する時までひたすら被告が強制する日程と規範により労働に従事しなければならず、劣悪で危険な環境で苛酷な労働に強制的に従事して亡Bは命を失い、原告X1は右側腹部部位を、原告X3は左側膝部位を、原告X4は左側2手指と左側膝及び足首関節をそれぞれ痛める負傷も負った。また、原告X1、X2、X3、X4は軍慰安婦との誤解を受けて正常な結婚生活を営むことができなかつたり、夫に自身の過去を事実通り話せないまま60年を生きてこなければならなかった（これに対し被告は、勤労挺身隊と軍慰安婦は全く別個のものであり大韓民国のマスコミなどの不適切な用語の使用によってもたらされた勤労挺身隊と軍慰安婦の混同による精神的被害について被告が責任を負わなければならない理由はないと主張する。しかし前記証拠によれば、日本国政府は侵略戦争を遂行するために韓半島に居住する人々を動員し、そのようにして動員された人々は自分たちの意思とは関係がなく強制労働などに従事する境遇に置かれることになったが、彼らのうち相当数の女性たちが軍慰安婦として動員されたことによって、動員された女性たちであれば軍慰安婦に動員されたという認識が生じることになった事実が認められるところ、このような事情に先に検討した被告の不法行為の内容などを勘案すると、たとえ上記の原告らが軍慰安婦と誤認されることになったこと自体について被告が何らかの具体的な過ちをしたと見るのは難しいとしても、被告の不法行為の責任による賠償額を定めるにあたってはそのような事情もまた考慮するのが相当だといえる）。このような加害行為の不法性の程度と被告の加担の程度、原告らの年齢及び強制労働に従事した期間、労働の強度、勤労環境と自由抑圧の程度、賃金などがまともに支給されなかった点、被告の不法行為により原告らが実際に被った被害の結果とその被害の程度、不法行為日から当審弁論終結日に至るまで長期間の歳月の経過にともない我が国の物価と国民所得水準などが大きく上昇し、下記で検討するように、不法行為日から長期間賠償が行われていないにもかかわらずその期間に対する遅延損害金を加算しない事情、その他本件弁論を通じて現れた諸般事情などを総合的に考慮すると（大法院2011年1月13日宣告2009다103950判決、大法院2011年7月21日宣告2011재다199全員合議体判決など参照）、被告が原告らに支払うべき慰謝料は当審弁論終結日を基準として、強制労働中死亡した亡Bについては1億5000万ウォン、亡Bの家族である原告X5本人については2000万ウォン、強制労働中負傷した原告X1、X3、X4については各1億2000万ウォン、原告X2、亡Aについては各1億ウォンと定めるのが相当である。



## 2) 相続関係

### ア) 亡Bの死亡にともなう相続関係

亡Bの死亡当時彼女の家族としては両親であるZ8、Z9と兄である原告X5とZ10、弟であるZ11、Z12などがあり、以後Z8は1962年4月9日、Z9は1968年9月20日に各死亡した事実は前記の通りである。上記認定事実によれば、亡Bが1944年12月7日に未婚の状態死亡して当時の我が国の慣習により父Z8が同亡人の財産を単独で相続し、Z8が1962年4月9日死亡して彼の妻であるZ9と長男として戸主相続人である原告X5と息子であるZ10、Z11、Z12がZ8の財産を当時施行されていた旧民法（1977年12月31日法律第3051号で改正される前のもの）第1009条により1/10、3/10、2/10、2/10、2/10の割合で共同相続し、Z9が1968年9月20日に死亡して息子である原告X5とZ10、Z11、Z12がZ9の財産を各1/4の割合で共同相続したことになる。したがって原告X5が亡Bから順次相続した慰謝料債権の金額は48,750,000ウォン [= 1億5,000万ウォン × {3/10 + (1/10 × 1/4)}] である。

### イ) 亡Aの死亡にともなう相続関係

亡Aが2001年12月3日に死亡し、死亡当時彼女の相続人としては配偶者である原告X5と3人の子供（Z5、Z6、Z7）がいたことは前記の通りなので、原告X5が亡Aから相続した慰謝料債権の金額は33,333,333ウォン (= 1億ウォン × 3/9、計算の便宜上ウォン未満切捨) である（原告X5は3人の子供らと相続財産分割合意を通じて亡Aの被告に対する慰謝料債権全部を原告X5に譲渡したという趣旨の主張をするが、甲第9号証の1ないし4の各記載だけではそのような相続財産協議分割の事実を認めるに足りず、他にこれを認定する証拠もないので上記の主張は受け入れない）。

## 3) 遅延損害金の起算日

原告らは被告の慰謝料支払債務について、本件訴状副本送達の日からの遅延損害金を請求している。

慰謝料を算定するにあたっては事実審弁論終結当時までに発生した一切の事情がその参酌対象になるだけでなく、慰謝料算定の基準となる国民所得基準や通貨価値等も弁論終結時のものを反映すべきであるが、不法行為が行われた時期に近接し通貨価値等に特別な変動がない状態で慰謝料金額が決定される場合にはその債務が成立した不法行為時から遅延損害金が発生すると解しても特段の問題はないが、不法行為時と弁論終結時の

間に長期間の歳月が経過し、慰謝料の算定において必ず参酌すべき弁論終結時の通貨価値などに不法行為時と比較して相当な変動が生じた場合にも不法行為時から遅延損害金が発生すると解する場合には著しい過剰賠償の問題が起こることになる。したがって、不法行為時と弁論終結時の間に長期間の歳月が経過し、慰謝料の算定において必ず参酌すべき弁論終結時の通貨価値などに不法行為時と比較して相当な変動が生じた場合には、例外的ではあるが、不法行為による慰謝料賠償債務の遅延損害金はその慰謝料算定の基準時である弁論終結当日から発生すると解すべきである（大法院2011年1月13日宣告2009다103950判決参照）。

かかる法理に照らして検討すると、本件の場合不法行為終了日である1945年頃から当審弁論終結日である2015年5月13日までの間に70年以上の長期間が経過し、通貨価値などに相当な変動が生じ、そのように変動した事情まで参酌して当審弁論終結時を基準として慰謝料の金額を決定したのであるから、当審弁論終結日以後の期間に対してのみ遅延損害金が支払われるようにすべきであり、これは本件において被告の不法行為に対する賠償責任の範囲、すなわち慰謝料の金額を定めるにあたって被告の不法行為終了後の原告らの事情をも考慮した趣旨にも符合すると言える。したがって原告らが上記の慰謝料に対し本件訴状副本送達の日から当審弁論終結日の前日である2015年5月13日までの遅延損害金の支払を求める部分は理由ない。

#### オ.小結論

したがって被告は原告X1に1億2千万ウォン、原告X2に1億ウォン、原告X3、X4に各1億2千万ウォン、原告X5に102,083,333ウォン（=亡Bの慰謝料のうち原告X5が相続した慰謝料48,750,000ウォン+原告X5本人の慰謝料20,000,000ウォン+亡Aの慰謝料のうち原告X5が相続した33,333,333ウォン）及び上記の各金員に対する前記の通り当審弁論終結日である2015年5月13日から本判決宣告日である2015年6月24日までは民法に定める年5%の、その翌日から支払済みまでは訴訟促進などに関する特例法に定める年20%の各割合による遅延損害金を支払う義務がある。

#### 4.結論

そうであれば、原告らの請求は上記認定の範囲内で理由があるのでこれを各認容し、その余の請求は理由がないからこれを各棄却するものであるところ、第1審判決はこれと一部結論を異にしており不当であるから、原告X5と被告の各控訴の一部ずつを受け入れて第1審判決を上記のように変更することと

して、主文の通り判決する。

裁判長判事 ホン・ドンギ  
判事 アン・テユン  
判事 キム・ソンジュン